

# 地方税法施行令等の一部を改正する政令の概要

平成31年3月  
総務省

## 1 改正の趣旨

地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、不動産取得税、固定資産税等に係る課税の特例に関する細目を定めるとともに、特別法人事業税の創設にあわせた法人事業税の税率の引下げ及び自動車税の種別割の税率の引下げ等に対応した所要の規定の整備等を行う。

## 2 主な改正の内容

- (1) 不動産取得税、固定資産税等に係る課税の特例に関する細目
  - ① 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に規定する地域福利増進事業により整備する施設の用に供する一定の土地及び償却資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、その対象となる土地及び償却資産の細目を定める。
  - ② 福島県の原因事故による避難住民の帰還推進を目的とした帰還環境整備推進法人が整備する一定の公共施設の用に供する固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、その対象となる土地及び償却資産の細目を定める。
- (2) 特別法人事業税の創設にあわせた法人事業税の税率の引下げ及び自動車税の種別割の税率の引下げ等に対応した所要の規定の整備
  - ① 特別法人事業税の創設にあわせた法人事業税の税率の引下げに対応するため、法人事業税交付金の交付率等について所要の規定の整備を行う。
  - ② 自動車税の種別割の税率の引下げ等に対応するため、自動車税環境性能割交付金の交付時期ごとの交付額の計算方法等について所要の規定の整備を行う。

## 3 施行期日

原則として平成31年4月1日から施行する。